

## 岡山県小規模工事取扱要領

### (趣旨)

第1条 県費で支弁する小規模な建設工事（以下「工事」という。）については、岡山県工事執行規則（昭和48年岡山県規則第61号）その他別に定めがあるものを除くほか、この要領の定めるところにより執行することができるものとする。

### (適用工事)

第2条 この要領は、設計金額（消費税額及び地方消費税の額を含む。第7条において同じ。）が250万円を超えない工事に適用する。

### (契約の方法)

第3条 契約は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第1号に基づく随意契約とする。

### (発注手続)

第4条 工事を発注しようとするときは、当該工事を担当する課において見積書を徴する予定の建設業者を選定の上、小規模工事発注指示書（様式第1号）を作成するものとする。

2 前項に規定する建設業者は、岡山県建設工事請負契約入札参加資格審査要領第7条の規定による入札参加資格を有する者の中から2名以上選定するものとする。ただし、岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号）第151条ただし書きによる場合は、この限りではない。

3 第1項に規定する小規模工事発注指示書の作成に当たっては、岡山県土木工事設計標準積算基準書及び単価表によるものとする。ただし、これによりがたい工事内容のものについては、この限りでない。

4 知事又はその委任を受けて契約締結について権限を有する者（以下「契約担当者」という。）は、第1項の建設業者に小規模工事発注指示書（様式第2号）を提示して見積書（岡山県工事執行規則様式第6号）を徴するものとする。ただし、見積書を電子入札システムにより徴する場合は、岡山県建設工事等電子入札実施要領に定めるところによって行うものとする。

5 契約担当者は、前項の見積書を提出した者のうち予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって見積りをした者を契約の相手方に決定する。

### (契約書の作成)

第5条 契約の締結について契約担当者は、工事の請負契約の締結に際しては、工事請負契約書（岡山県工事執行規則様式第1号）を作成しなければならない。

(しゅん功検査)

第6条 請負者から工事完成届の提出があったときは、岡山県工事検査規程に基づき、工事しゅん功検査を行うものとする。

(その他)

第7条 設計金額が100万円を超えない調査・測量・試験及び設計委託業務についても、この要領に準ずるものとする。

## 附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成8年3月1日から施行する。

(施行期日)

2 この要領は、平成10年2月1日から施行する。

(施行期日)

3 この要領は、平成10年5月1日から施行する。

(施行期日)

4 この要領は、平成19年4月1日から施行する。

(施行期日)

5 この要領は、平成21年4月1日から施行する。

(施行期日)

6 この要領は、平成28年4月1日から施行する。

(施行期日)

7 この要領は、平成30年3月12日から施行する。ただし、平成30年3月31日までに見積書を徴する工事については、なお従前の例による。